

短時間有期契約従業員に

定期健康診断制度を適用!



キャリアアップ助成金

(健康診断制度コース)

38 万円

<48 万円> 1 回のみ
(大企業の場合)

28.5 万円 <36 万円>

趣旨

週30時間未満の従業員(雇用保険被保険者)にも、定期健康診断制度又は人間ドック受診制度を新たに設けて、実施する。

ポイント

- ① 短時間有期契約従業員で延べ4人が受診
- ② 計画届を提出

手続の流れ

キャリアアップ計画書の作成 → 提出

認定後、就業規則の変更届

健康診断等制度の実施(延べ4人)

実施月の賃金の支給

2ヶ月以内に申請 → 受給



必要な手続

- ① 計画届の作成・届出 …当事務所で作成し、押印をお願いします。
- ② 就業規則の改訂・作成 …当事務所で案を作成し、事業主の了解を得ます。
- ③ 労働基準監督署への届出…当事務所で行います。
- ④ 制度の実施
- ⑤ 申請書類作成・申請 …当事務所で作成し、押印をお願いします。

○ 申し込みは下記の表にてFAXにてお願いします。電話でのお問い合わせもOKです。

貴事業所名		メールアドレス	@
所在地			
申込責任者名		電話番号	

申込・問合せ: 社会保険労務士法人ウイズ

FAX:076-277-4415

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26 TEL:076-277-4408 HP: <http://srwith.jp>